

で、CSR活動における合理的な対策が可能となる。

(3) ステークホルダーとのコミュニケーションの課題

多くの企業はCSRテーマごとのステークホルダーは認識していても、個々のステークホルダーごとのコミュニケーション戦略を実行している企業はまだ少数である。

ステークホルダーからの意見や要請は、導入可能なものは業務に取り入れ、導入できないものはなぜできないのかという事情を説明し、その結果を次年度の報告書やホームページ等で開示してステークホルダーにフィードバックする必要がある。

このことにより、情報の透明性を高めることができるとともに、ステークホルダーとの双方向のコミュニケーションが有効に働き、CSRの取組みが更に効果的に行われることにつながるものと考えられる。

こうしたやり取りを継続していくけば、企業のCSR対応の改善につながるとともに、ステークホルダーと企業との信頼関係を築くことが可能となる。

4. ステークホルダーエンゲージメント

(1) ステークホルダーエンゲージメントとは

CSRでは、ステークホルダーとのコミュニケーションにより多様なステークホルダーの意見や要請にも配慮しながらCSR活動に取り組むことが重要であるが、その戦略的方法として「ステークホルダーエンゲージメント」がある。

ステークホルダーエンゲージメントとは、リスクマネジメントを含めたステークホルダー重視の考え方であり、ステークホルダーとの信頼関係の効果的な強化を目的とする。

現代の企業は、社会に影響を及ぼす存在であると同時に社会から影響を受ける存在であり、以前にも増して社会との関係を強めている。このことは、企業が社会との関わりを絶えず認識して企業活動、すなわちCSR活動を行っていくなければならないことを意味する。

ステークホルダーエンゲージメントは、この企業と社会との双方向の関係を前提としてステークホルダーマネジメントを強力に推進していくことである。

(2) ステークホルダーエンゲージメントのプロセス

ステークホルダーエンゲージメントの具体的なプロセスの例としては、以下のようなものがある。

- ・ CSR戦略・方針の策定
- ・ ステークホルダーの特定

- ・ ステークホルダーとのコミュニケーション
 - ・ コミットメント及び達成目標の設定
 - ・ CSR活動及び目標達成に向けた業務の実施及び測定
 - ・ ステークホルダーへのフィードバック
- このステークホルダーエンゲージメントのプロセスからも分かるとおり、ステークホルダーエンゲージメントのプロセスの全体は、CSRにおける「P（プラン）→D（ドゥ）→C（チェック）→A（アクト）」サイクルの実践であるということができる。

III CSRマネジメント

1. CSRマネジメントの必要性

CSRは、「I CSRの捉え方」で示しているように定義は確立されていないものの、その特徴は企業自らと社会の持続可能な発展を目指し、ステークホルダーとの対話を通じて自主性を基調とした責任ある行動を起こすことと捉えることができる。

CSRの効果的・効率的遂行のためには、合理的な計画と誠実な実行、計画と実行結果との差異把握・原因分析、必要な場合は対策立案・その実行といふいわゆる「PDCA」をベースとしたマネジメントが必要不可欠と考えられる。

2. 公表されているガイドライン類

最近では、行政機関・民間団体からCSRに関するガイドライン類が数多く公表されている。これらのガイドライン類の中におけるCSRマネジメントに関する記載事項の要点を整理すると以下のとおりである。

(1) ISO

ISOでは、「規格番号ISO26000」にて、2008年を目安に規格化が検討されている。マネジメントシステム規格で先行して発行されたISO9001（1987年発行、1994年・2000年改訂）・ISO14001（1996年発行、2004年改訂）に代表されるような目標管理制度をベースにしたマネジメントシステム規格となるのか、単なるマネジメントシステム規格ではなく、パフォーマンスを要求するか等の検討が開始された段階である。

マネジメントシステム規格であれば、規格化で先行し、さらにCSRの主要なテーマにも関連している品質・環境に関する規格であるISO9001・ISO14001がベースとなるものと推察される。

双方の規格とも「プランとしての方針、目標、実行計画と、実施・モニター、内部監査によるチェック、最後に経営者レビューによる見直し」というようにマネジメントサイクルである「P（プラン）→D（ドゥ）→C（チェック）→A（ア

クト)」を基本としている。

この動向は、次の(2)で示すCSR関連の海外での自国内規格からも推察される。

(2) 先行している各国の自国用CSR規格

世界各国でも自国用に公表されているCSR規格がある。

この中でマネジメントシステムとして規格化されているフランスとオーストラリアの規格を参考として要約・整理してみる。

双方の基本は「P D C A」をベースとしたマネジメントシステム規格と考えられる。

また、基本はやはり、項目を見るとISO9001・ISO14001を参考にしているものと推察される。「P D C A」のマネジメントサイクルを基本とするることは至極当然のことである。

① フランス規格

2003年5月にフランス規格協会においてSD21000という規格番号で発行された規格である。

マネジメント領域としての主要なポイントは次の点と思われる。

- ・ マネジメントシステムの参考規格として、ISO9001・14001等を紹介している。
- ・ CSRをコーポレートガバナンスの一環として位置付けて、ステークホルダーとの対話、ニーズ分析及びリスク分析の考え方、その例示を手引的に示している。
- ・ 推進体制については、トップマネジメントの責任・役割についての積極的姿勢・関与、既存管理システムとの関連性が大切と注意を喚起している。
- ・ マネジメントシステムの基本形は、「P D C A」のマネジメントサイクルであり、特に規格という性格上、「P C A」を詳しく説明している。

P（計画）方針、中期的計画、年度実行計画、

D（実行）

C（チェック）年度計画の監視・測定

A（見直し）マネジメントレビュー、継続改善

- ・ 業務別マネジメントポイントとして、製品・サービスの設計、購入、情報とコミュニケーションを示している。

このようにこの規格は、CSRのテーマに重大な影響を与えるステークホルダーのニーズ分析方法等にとどまる規格ではなく、マネジメントシステム構築の手引的事項も含まれており、ガイドライン的にも詳細に記載している点が特徴

と考えられる。

② オーストラリア規格

2003年にオーストラリア規格協会においてガバナンス規格シリーズであるASシリーズの一環として、AS8003として発行された規格である。

このガバナンス規格は、AS8000ガバナンス原則、AS8001不正及び腐敗の法的規則、AS8002企業の行動規範、AS8004組織の内部告発者保護で構成されている。

フランス規格と比較すると、他のガバナンス規格との関係もあるかと思われるが、構築手続等のガイド的要素はあまり記載されておらず、基本規格としてのシンプルな内容となっている。

マネジメントシステムの基本形は、フランス規格と同様、「P D C A」のマネジメントサイクルにおける継続的改善体制としている。

特徴的な点は、「運用」と「メンテナンス」という規格構成区分を有している点が挙げられる。前者の「運用」について、コンプライアンスを確保する支援としてCSRの運用を想定しているケースが多いと思われる日本の状況とは相違している。また、後者の「メンテナンス」については、「第三者検証」の有益性を示している。

(3) 日本のCSRマネジメント研究状況

日本では、CSRマネジメントを含むCSR全般について、行政及び経済界でそれぞれ活発に研究活動がなされている。

以下にCSRマネジメント関連事項について概説する。

① 経済産業省

2004年9月10日に公表された「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」中間報告書において、CSRマネジメントに関する事項が次のように示されている。

CSRは企業経営そのものという視点から「経営者によ明確な行動方針の確立」という点をまず取り上げている。

次いで「CSR推進体制」、マネジメント体制については、CSRは企業活動の多分野に関連性を有している点から、CSRを効率性・効果的に推進する有効な手段の1つとして、「一元管理」を示している。この「一元管理」の導入ポイントとして、既存組織との関連性から既存組織をそのままとして統括する機能を設定するタイプと、既存組織にCSRの統括業務を追加するタイプ等が例示されている点が参考となる。また、CSR推進体制として大切な事項は「色々な方法がありうるが、単に組織や体制を作ったということで終わらせず、実質的なものとすることが肝心である。」と強調されている。他方、この「CSR推進体制」

について、リスクマネジメントに対応する内部統制を取り入れることを示している点は、評価できる考え方である。特に、この内部統制については、最近の規制化動向ともリンクしており非常に大切な事項であるので、「(4) 内部統制の研究との関係」で後述する。

マネジメント範囲については、グループ企業・サプライチェーンも含めることがブランド価値という視点から有効であると示されている。

CSRマネジメントシステムの基本形については、CSRを効果的に進めるためには、「行動計画(Plan)、実行(Do)、検証・評価(Check)、行動計画の改善(Action)」のいわゆるP D C Aサイクルを業務の中に取り入れること」と示されている。特に「ステークホルダーとの対話」についても「検証・評価と改善のプロセスは、ステークホルダー等の意見をフィードバックし、CSRの取組を見直し、改善するという点で重要である」として、その重要性を示されている。

② 経済同友会（図表III-1）

アンケートをベースにCSRの自主的指針として評価軸を公表している。

この中でCSRマネジメント関連事項としては、コーポレートガバナンスに関する事項として示されている。

図表III-1：経営同友会におけるCSRマネジメント関連事項

区分	項目
1. 理念とリーダーシップ	経営理念の明確化と浸透 リーダーシップの発揮
2. マネジメント体制	取締役会／監査役（会）の実効性 社長の選任・評価 CSRに関するマネジメント体制の確立
3. コンプライアンス	企業行動規範の策定と周知徹底 コンプライアンス体制の確立
4. ディスクロージャーとコミュニケーション	ディスクロージャーの基本方針やその範囲 ステークホルダーとのコミュニケーション

③ 日本経済団体連合会

2004年5月に「企業行動憲章」を改定し、6月にその実行の手引として、「企業行動憲章実行の手引き（第4版）」を公表した。

マネジメント領域では、プランに重点を置き、何を実行するかは企業経営の問題という姿勢で整理されているものと理解できる。

(4) 内部統制の研究との関係

最近、会社法制の現代化の影響から内部統制システムの構築・開示が企業に義務付けられたこと等を理由に内部統制に関する研究活動も活発になってきている。

この内部統制の研究対象には、従来の財務会計に関する内部統制はもちろん、コーポレートガバナンス、コンプライアンス等の非財務情報も含まれている。

経済産業省の「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」中間報告書では、内部統制とCSRが密接な関連性を有していることが示されている。

① 経済産業省の研究

2005年2月に「企業行動の開示・評価に関する研究会」が設置されている。

同研究会の資料「内部統制を含む統合リスク管理の開示・評価の枠組みに関する検討」では、統合リスク管理とCSRについて、①ステークホルダーとの関係及び②コンプライアンス関係で密接な関連性を有していると整理されている。

また、参考資料としての「リスク管理・内部統制ガイドラインのポイント」では次の5項目を列挙している。

- ・ リスクに対応した内部統制の構築・運用
- ・ 健全な内部統制環境の構築・運用
- ・ 円滑な情報伝達の構築・運用
- ・ 業務執行部門におけるコントロールとモニタリングの適切な構築・運用
- ・ 業務執行部門から独立したモニタリング（内部監査）の確立

② 企業会計審議会の審議状況

企業の情報開示についての不適切な事例が相次いだことを受け、企業会計審議会内部統制部会が設置された。2005年2月に第1回内部統制部会が開催され、企業の財務報告に関する経営者による内部管理の評価基準や公認会計士による評価基準の策定に着手し、2008年3月期を開始年度とするスケジュールで検討されている。

平成17年7月13日付けて「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）」が公表されている。

この中でCSRマネジメント面からみた場合には、次の事項が参考又は密接な関連性を有しているものと思われる。

「I 内部統制の基本的枠組み」における「2. 内部統制の基本的要素」の「(1) 統制環境」として例示されている「①誠実性及び倫理観、②経営者の意向及び姿勢、③経営方針及び経営戦略、④取締役会並びに監査役又は監査委員会の有する機能、⑤組織構造及び慣行、⑥権限及び職責、⑦人的資源」はCSRにおけるコーポレートガバナンス面から密接な関連性を有している。また「II 財務報

告に係る内部統制の評価及び報告」では、「1. 財務報告に係る内部統制の評価の意義」にて、「「財務報告」とは、「財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る外部報告をいう」と定義されている。特に後者の「財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る外部報告」の内容は現時点では不明であるものの、CSRの定性事項・定量事項も含まれることになるのではないかと推定できる。この「財務報告に関する内部統制」の評価が「3. 財務報告に係る内部統制の評価の方法 (1) 経営者による内部統制評価」にて経営者の責務とされとている点、さらには「Ⅲ 財務報告に係る内部統制の監査」にて経営者の報告に対する「監査人による監査」も要求されている点が参考となる。

このように開示・監査の義務化が予定されている内部統制の範囲には、CSR事項が密接に関連性を有しているものと推定でき、重複作業等を避けて効率的な対応を図ることがポイントとなると思われる。

(5) GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン

このガイドライン自体は情報開示を主目的としたガイドラインであるが、情報開示すべき事項に「CSRマネジメント」に関する事項が含まれていると考えられる。

特に統治機構とマネジメントに関して、取締役会とその下部組織体としての主要委員会、社外取締役の存在と比率、環境・社会面に知見を有する取締役の選任プロセス、経済・社会・環境に係る各パフォーマンスに関する方針、役員報酬、主要ステークホルダーの定義と選出根拠等マネジメント項目と判断される開示項目が示されており、参考となる。

3. CSRマネジメントのポイント

これまでに示した事項からCSRマネジメントのポイントを、「マネジメント対象の確立、計画体系化と組織体制の整備・運用」と整理する。

この場合、規制化が予想される内部統制との関連性にも配慮して、経営資源の効率的・効果的配分を図ることが大切である。

また、前述した経済産業省の「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」中間報告書に示されているように、既存組織との関連性に配慮することがCSRマネジメントのポイントと考えられる。

さらに、開示と監査の義務化が予定されている内部統制でのCSRに関する効率的対処も忘れてはならない。

CSRの導入自体が規制でない限り、自社のCSR導入目的との関係からあくまでガイドラインを参考にするという姿勢も大切である。

(1) マネジメント対象の確立

CSRは、自社におけるCSRの意義・導入メリットを踏まえて、マネジメント対象とする「ステークホルダー層、CSRテーマ、組織範囲」等を確立することが大切である。

このうち、CSRテーマを決定する場合には、ステークホルダーニーズとリスク、双方の程度及び有限な経営資源の配分という視点から、既存の経営事項で対応済みの事項と新規に対応を要する事項とに区分することが効率的である。後者の新規対応事項については、経営資源配分の検討を要する当年度対応事項と中長期的に対応する事項とに区分することができる。また、組織範囲については、経済産業省の「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」中間報告書にも示されているように自社単独ではなく、グループ企業、サプライチェーンまで拡大することが望ましいと思われる。実務的には、「自社→グループ企業→サプライチェーン」等段階的な展開が良いと考えられる。いずれにせよ、自社のマネジメント対象とするステークホルダーのニーズと規制等の影響におけるビジネスリスクから自社で決定していく事項である。

このようなマネジメント対象の確立から実際の運用を効率的・効果的に展開していくためには、「計画体系化と組織体制の整備・運用」がポイントとなる。

(2) 計画体系化

CSRマネジメント面からは、通常の経営計画体系と同様、理念・ビジョン・方針・規範・規程・マニュアル等に関するCSRについての体系化がCSR推進上、効果的・効率的と考えられる。

この計画体系化では、実務的には既存事項との関連性で「既存の経営計画体系との整合性」と「既存のCSR計画体系化事項の相互整合性」がポイントとなるケースが多い。前者の「既存の経営計画体系との整合性」については、既存の経営理念・方針・規範・中期経営計画等との整合性に配慮することが有効と思われる。既存の経営計画化された事項と別個に存在し、不整合がある場合には、経営の一環としてのCSRとは判断し難く、社員への浸透上も疑問となるからである。また、後者の「既存のCSR計画体系化事項の相互整合性」については、コンプライアンス・環境等既存で体系化された事項間での整合性を取ることを意味している。これは、例えば、体系化のベースがコンプライアンスは「基本規程」からスタートしているのに対し、環境は「環境憲章」からスタートしているような場合である。社員への浸透度・情報開示としての分かりやすさ等から、この整合性への配慮も実務的にポイントになると思われる。

(3) 組織体制の整備・運用 (図表III-2)

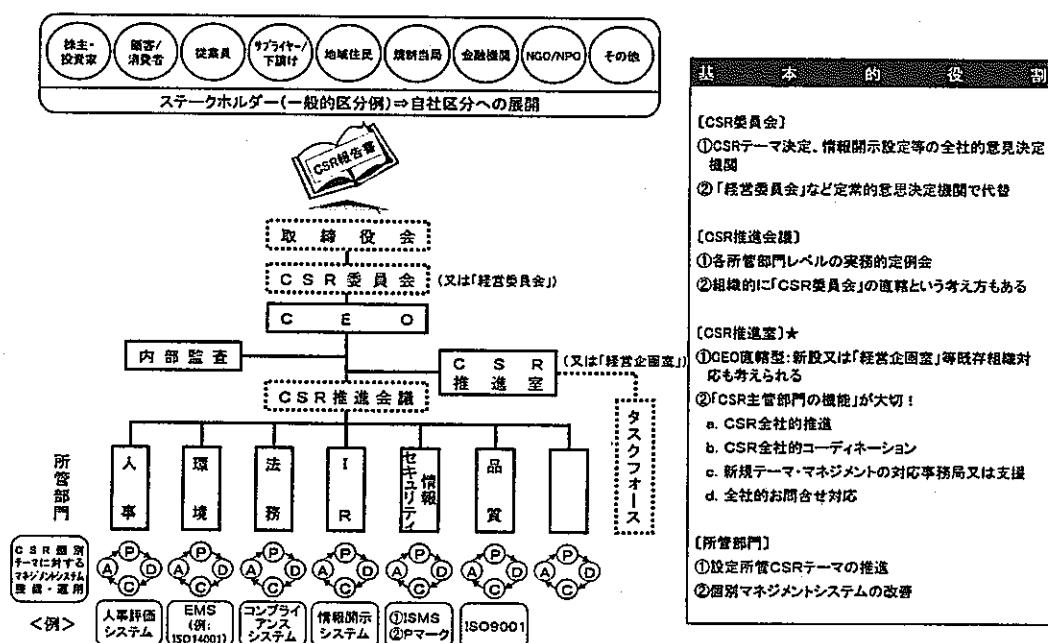
CSR組織体制の必要機能としては「意思決定、審議、事務局、教育等全社的推進、社内外問合せ先、新規テーマの情報収集と整理、新規テーマ対応」等が必要と考えられる。

これら機能の担当組織の決定で最も大切なのは、既存組織との関連性をどのように整理するのか、ということである。

既存組織体の機能追加でカバーするか、新規に組織を新設するかは、コスト、メンバーの専從性等を総合的に勘案して、自社の実態上、CSRの導入目的に対応させて選択することが効果的・効率的と考える。

また、この中でもキーとなるCSR主管機能を有する組織にどこまでの役割と権限を与え、関連する既存組織体との調整をスムーズに行うことができるかが、CSRの導入目的を達成できるかの成否の別れ目といつても過言ではない。

図表III-2 : CSRマネジメント体制図 (例)



(4) 内部統制との関連性

① CSRに関する内部統制

CSRのマネジメント体制を内部統制という側面から考えると、対象とするCSR関連事項から全般内部統制と個別内部統制とに整理することができる。前者の全般内部統制は、CSR方針・対象とするステークホルダー・経営資源配分・到達目標等の全般的な事項に関する内部統制であり、後者の個別内部統制は、実施

することが決定されたコーポレートガバナンス・情報セキュリティー等のリスク・コンプライアンス・環境・品質・社会貢献・人事・安全等個別テーマに関する内部統制である。

全般内部統制は、CSRをマネジメントするためには不可欠であり、個別内部統制は会社によって、採用するテーマいかんにより、設定しないか、又は既存内部統制の活用・改善等で対応することが考えられる。

② 規制対象となる内部統制との関連性

規制対象となる内部統制は、現在確定していない。規制対象となる内部統制は、財務報告に関するものであることから、企業会計審議会議事録の閲覧、米国で先行している基準であるCOSOを参考とすると、現段階ではCSRで重要テーマといわれている環境・品質等は全面的には取り込まれない項目に位置付けられるものと推察される。

これは、「環境・品質」等のテーマは直接的に財務報告に関する事項と運動性が乏しく、基準が不明確であり、影響の測定が困難である等を理由としていると思われる。一方、環境汚染が明確となり、偶発債務又は後発事象等の対象となれば規制対象となる内部統制関連事項になると考えることも可能と思われる。

いずれの場合も今後の検討次第であるものの、ここでは、CSRにおいて中心テーマの1つとされている「環境」を取り上げて内部統制の関わりを整理することにした。

ア. 規制対象外と明確に分離することの可否

「環境」というテーマは、リサイクル法・土壤汚染関連での規制等で明らかのように、規制緩和の時代に規制が強化される傾向にあり、地球温暖化等に関する事項等将来の企業経営基盤に影響すると思われる問題も包含している。特に土地について、汚染問題に関する減損会計領域（土地の貸借対照表価格、担保評価額等）及びP C B保有に関する将来の処分費用引当等で財務に影響することが明確な事項もある。これらの環境問題をマネジメントする内部統制としては、ISO14001等の環境マネジメントシステムが考えられる。

イ. 規制対象外との明確な区分可能性

また、規制対象外と明確に区分することが適切と判断された場合でも、その区分が適切に行えるかどうかも課題となるものと考えられる。

例えば、土壤汚染については、通常は土地を売却する段階で浄化する責任が確定するため、その段階で報告対象にするという考え方はあるかと思われ

る。しかしながら、資産保全という内部統制の基本的な目的からすれば、土壤汚染が生じていれば担保価値は激減し、売却時の価格も激減することが予想される。この資産保全という面から、売却が確定的となった時点での開示では不十分との考え方は可能と思われる。

つまり、土地購入に関しても、事前の汚染調査という手続実施・承認等に係る内部統制及び保有している土地の汚染状況に関する内部統制は、資産保全という内部統制から必要不可欠との考え方も可能ではないかと思われる。このような視点からすると売却時等に限定する考え方には疑問がある。

反面、環境は企業に全社横断的に関連しているので、他の内部統制でカバーできているという理解で規制対象外とする位置付けも理解できる。この点については、規制対象時期との関係もあるが現状では明確な論議が不足している感がある。

ウ. 方向性

現状では、基準・責任等の限定から規制対象とする内部統制を限定的にすることは理解できるが、上記で例示した資産保全という内部統制の基本的目的に関連している事項については、規制化の趣旨に照らして合理的な対応がなされることを期待したい。また、将来的には、規制対象外と予想される環境・品質等も企業経営への影響は非常に高い領域との理解の下、論議が活発になされることを期待したい。

IV CSRの情報開示

1. CSRと情報開示

CSRの議論の根底には、グローバリゼーションの進展に伴う様々な問題—貧富の差の拡大、地球環境問題の深刻化、発展途上国における人権や労働環境など—を背景に、企業が自らの及ぼす影響を見直し、より持続可能な社会を形成することに積極的に関わるべきではないのかといった問題意識が存在する。

企業を取り巻く社会の意識も変わってきている。NGO/NPOなどの市民活動が活発化しているが、インターネットの発達が市民にとって大きな力を持つ道具となり、国際的な市民のネットワークが形成されている。インターネットの利用によって、企業活動に重大な問題があればその情報を瞬時に社会へ告発し、企業に対して意見や要求を伝えることも可能となっている。以上のような状況は、企業にとっては、世界中でステークホルダーが拡大し複雑化したこと、多様な価値観に対応しなければならなくなったということを意味する。企業活動の及ぼす影響が、いつ、どこで、どのように生じても、信頼できる形であらゆるステークホルダーに説明できる、と

いうことが重要になっている。

従来は、企業の情報開示は、主として株主や投資家に対して業績や配当可能利益などの経済的側面を説明することを主な目的として発達し、CSRに関する情報の開示は十分には行われてこなかった。それは、CSRに関する情報の多くが、財務情報以外の情報であるため、利益中心、株主重視の考え方の下では開示する必要性が低かったためである。

しかし、近年、CSRに対する関心が高まり、不祥事に伴う信頼感の喪失、企業イメージ、ブランド価値といった財務以外の要因によって、業績も影響され得ることが広く認識されつつある。財務情報だけではなく、環境や社会面を含む非財務的な情報についても開示を行うことによって、初めて企業の全体像をより正しく評価することが可能になると考えられる。CSRの視点から企業の情報開示を見直すことが必要となっている。

(1) CSRの情報開示の意義

企業がCSRに取り組む意義としては、大きく2つを挙げることができる。1つは、誠実な経営がリスクマネジメントにつながるという経営上の意義である。もう1つは、ステークホルダーを意識した経営が競争力を高め、外部からの評価や企業価値の向上が期待できるという点である。

CSRへの取組みを、実質的にこのような意義あるものとする上で、情報開示は重要な意味を持つ。CSRは、経営層から現場の末端まで共通した価値観の下に、組織全体で日常の事業活動の中で常に考え取り組んでいくことが重要である。自社の企業姿勢を明確にし、現状を認識し、ビジョンを示すような情報を社内に開示することで、CSRに取り組む全社的な風土の醸成が促進される。

また、企業活動に十分な透明性を持たせることによって、企業外部のステークホルダーからの信頼感も高まる。積極的に情報開示やステークホルダーとの対話をを行い、その結果を事業活動に反映させることができれば、リスクマネジメントや新しいビジネスシードの育成につながる。さらに、ステークホルダーへのフィードバックを行い、ステークホルダーとの良好な信頼関係を築くことができれば、企業評価も高まり、持続可能な社会の形成にも貢献することが期待される。

(2) 情報開示とステークホルダーエンゲージメントの考え方

CSRの情報開示は、ステークホルダーエンゲージメントのサイクルの中で位置付けられる。

ここでは、企業の取組みに見られる傾向から、後述するCSR報告書による情報開示とステークホルダーとの関わりについて整理する。

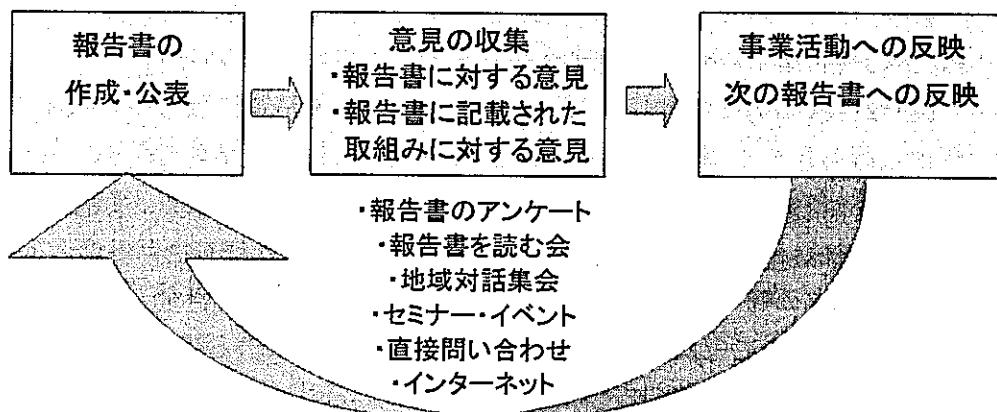
① CSR報告書に基づく対話をベースにしたサイクル（図表IV-1）

環境報告書の発展形として、社会・経済面の情報も含めたCSR報告書を発行

する企業が増え始めている。これらの報告書の作成については企業の任意であり、ガイドラインはあるものの、その内容・構成・表現方法などは、企業の自主性に任されている。そのため、国内の報告書の発行企業の中には、報告書の読者の反応を見ながら、活動内容の見直しと報告書の改善を図ろうとする企業が増えている。

読者の意見を集める手段としては、報告書にアンケートを添付することが一般的に行われているが、回収率は一般に低い。直接意見交換をする機会として、報告書を読む会やステークホルダーミーティングを開催する企業も増えている。しかし、こうした対話の内容は、主として報告書の改善に用いられており、事業活動や経営そのものにどのように反映されているのかが明らかにされているものは多くはない。国内でも環境に関して地域社会と対話する機会など、特定のテーマに関して関心のある層と交流する機会を設けている企業もあるが、その内容や、事業活動への反映状況などが公開されている企業は少ない。

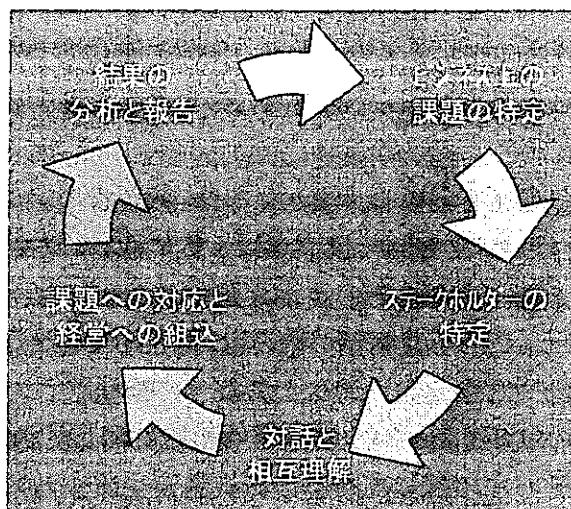
図表IV-1



② ビジネス上の課題をベースにしたサイクル（図表IV-2）

CSRの取組みやCSR報告書の評価の高い海外企業の報告書を見ると、ビジネス上の課題をステークホルダーとの関わりの中で特定し、ステークホルダーとの対話を課題解決のプロセスの中心に据えている企業が多く見られる。こうした企業の報告書では特定した課題・解決のプロセス・結果（進捗）を、ステークホルダーとの関わりを明確にしながら報告している。

図表IV-2



2. CSR報告の動向

前述したとおり、CSRに取り組む上で情報開示は重要な意味を持つが、CSR報告書はCSRの情報開示の最も総合的なツールとして位置付けられる。

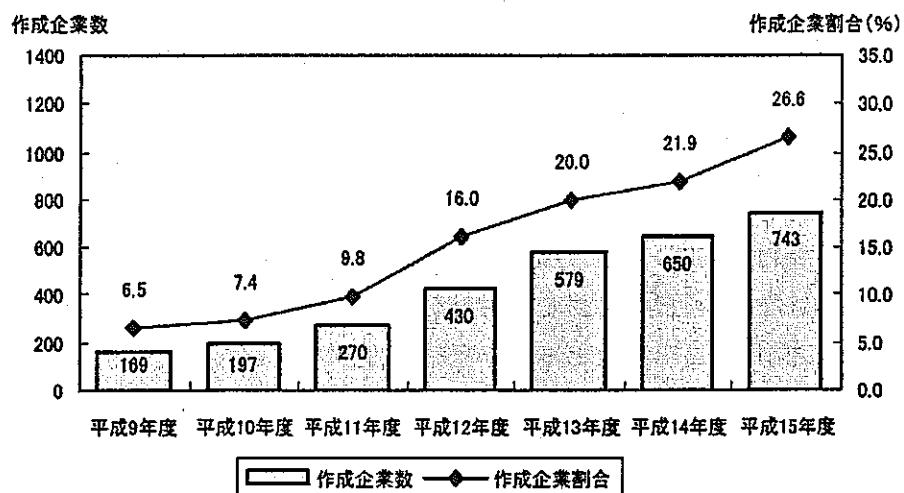
CSR報告書の明確な定義はないが、企業が、財務情報に限らず、環境への取組みや社会面も含めて、幅広く自社の社会的責任に関連する情報を開示する報告書といえる。CSR報告書の作成企業が増えてきた背景には、1つには、環境報告書の発行企業が増加し、その発展形としてCSR報告書の作成を目指す企業が増えていること、また、CSRへの関心が高まり、SRIなどCSRの視点で企業を評価しようとする動きが活発化していることなどが挙げられる。国内企業が公表している報告書名は、環境のみを中心とした環境報告書から、内容的に経済・社会面の情報を加えた環境・社会報告書、サステナビリティ報告書、CSR報告書などさまざまな名称に変化している。名称は異なっても、その内容ほぼ同様のコンセプトを有している。

(1) 企業の報告書発行状況等の動向

① 報告書発行数の推移（図表IV-3）

環境報告書の発行企業数は増加傾向にある。環境省が行った「平成15年度環境にやさしい企業行動調査 結果」（平成16年8月）によると、環境報告書を作成・公表している企業等は26.6%、743社あり、前年度の調査に比べて4.7ポイント、93社増加している。「来年は作成・公表予定」と回答した企業等が8.5%、238社あることから、来年度も増加が予想されている。

図表IV-3：環境報告書作成企業数の推移

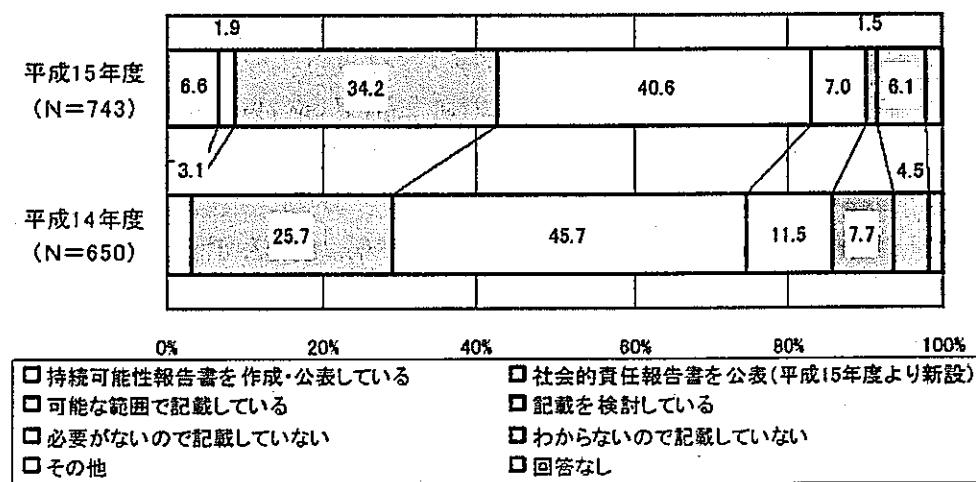


(出典：環境省「平成15年度環境にやさしい企業行動調査 結果」)

② 環境報告書からCSR報告書へ（図表IV-4）

また、上記の調査では、環境報告書を作成していると回答した743社のうち、既に持続可能性報告書を作成・公表している企業等は6.6%（前年度比3.5ポイント増）、社会的責任報告書を作成・公表している企業等は1.9%となっている。社会・経済的側面を可能な範囲で記載している企業は34.2%となっており、これらを合わせると、全体の42.7%が、社会・経済的側面を記載している。

図表IV-4：環境報告書への社会・経済的側面の記載状況



(出典：環境省「平成15年度環境にやさしい企業行動調査 結果」)